

恵庭市まちづくり基本条例が 制定されました



「まちづくり基本条例」って何？

少子高齢化や高度情報化など、私たちをめぐる社会情勢は日々変化しており、その中で新たな地域での課題が生じています。「まちづくり」は今まで市が主に担ってきましたが、行政のみではこれらの諸問題を解決することは難しい状況になっており、市民の皆様と一体となったまちづくりが必要になっています。

この条例は、市民の皆様との「協働」によるまちづくりを進めていくためのルールを定め、市民の皆様と一体となったまちづくりを目指すことを目的に制定しました。

まちづくり基本条例のキーワード ～「協働」～

「協働」は、まちづくりに関わるすべての人々がそれぞれの立場で協力し、共に考え、行動することをいいます。まちづくりの担い手として、「市民」「議会」「市」がそれぞれの役割を果たすとともに、**お互いに「協力して」**恵庭市のまちづくりを行っていくことをあらわす言葉です。

まちづくりでのそれぞれの主な「役割」

- 市民～ 互いに尊重しあい、協力してまちづくりへの参加に努める
- 議会～ まちづくりについて重要事項の意思決定をする、市の仕事を監視する、市民意見の把握と反映に努める
- 市(行政)～ まちづくりへの市民参加を促進する、まちづくりに関する情報の積極的提供と市民への説明責任を果たす



【条例の概要】

条例は前文と第1章から9章までの全30条で構成され、本市のまちづくりの基本的な事項を定めています。

前文

前文ではこの条例の制定の趣旨が示されています。恵庭の地名でもある「恵まれた庭」をキーワードに、花のまちづくりを例として、市民との協働によるまちづくりを目指します。

前文

私たちは、澄んだ空気・きれいな水・美しい緑・広がる田園風景・豊かな食資源、そして交通の利便性、きめ細かな子育て支援・行き届いた読書環境・活発な文化やスポーツ活動など「恵まれた庭」の住みよい環境の中で、「ふるさとに誇りを持つ子どもたちを健やかに育てたい」「誰もが健康で安心して暮らしたい」「仲間がいて生きがいのある暮らしをしたい」と願っています。

そのためには、市民と市民がつながり、市民と行政がつながり、それぞれが果たすべき役割と責任を理解して、市民の手で花のまちを創ったように、自分のできることから積極的に取り組む活動を続けることが必要です。

私たちは、恵庭市民憲章の精神のもと、「花・水・緑 人が支え合う 生活都市 えにわ」が持続的に発展するよう、ここに恵庭市まちづくり基本条例を制定します。

第1章 総則（第1条—第4条）

条例の基本的事項を定めています。この条例が恵庭市のまちづくりの「基本」であり、その趣旨を最大限尊重することとしています。

第2章 市民（第5条—第6条）

市民の皆さんの、自由な意思によるまちづくりへの参画や、知る権利を保障しています。

第3章 議会及び議員（第7条—第8条）

市政の監視やけん制を行うこと、地域課題について調査研究すること、市民と情報を共有し市民の意思を反映させることなど、協働のまちづくりにおける議会の役割を示しています。

市長、執行機関及び職員

第4章（第9条—第11条）

市長の役割として、市民が意見を述べる場や協議する場、提言をする場の提供に努めるなどとしています。また、市職員についても、市民と共に考え、共感し、市民の視点に立ってまちづくりを進めるとともに、自らも市民としてまちづくりに積極的に参加することとしています。

第5章 協働のまちづくり（第12条—第16条）

この条例の「柱」となる「協働」について示しています。特に、町内会などの地域のコミュニティの重要性を理解し、自主性を尊重しながら、活動を積極的に支援していきます。

第6章 情報の共有（第17条—第20条）

市民、議会と市がまちづくりに必要な情報を共有すること、市は、情報を積極的に提供し、わかりやすく説明します。

第7章 行政運営（第21条—第28条）

市の財政、組織、行政評価などを市民にわかりやすく公表すること。特に市の総合計画は、市民の皆さんの参加により策定を進め、進行状況を公表します。

第8章 国、北海道及び他の市町村との連携（第29条）

国・北海道や他の市町村と連携して、まちづくりを進めます。

第9章 条例の見直し（第30条）

この条例が社会情勢に合っているか、市民が参画する委員会で5年を超えない期間内に見直しを行います。

制定後のまちづくり

まちづくりは市民が主役となって進められるものです。また、この条例は市民が将来にわたり育てていく条例でもあるため、市民が参画する委員会で、条例の文言だけでなく条例がまちづくりにどう関わってきたのか見直しや検証を行います。これからはこの条例をもとに、市民の皆さんと一体となったまちづくりを推進していきます。

【お問い合わせ】 恵庭市企画振興部企画・広報課

〒061-1498 恵庭市京町1番地

TEL：0123-33-3131(内線2345) FAX：0123-33-3137

E-mail：kikakukouhou@city.eniwa.hokkaido.jp

HP：http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/

※条例の全文は、恵庭市ホームページに掲載しているほか、市内公共施設に設置しています。